

○あま市福祉有償運送運営協議会要綱

平成28年9月29日

告示第144号

改正 平成29年3月14日告示第27号

令和5年3月29日告示第46号

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）の規定に基づき、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第49条第1項第3号に規定する福祉有償運送（以下「福祉有償運送」という。）の必要性、旅客から収受する対価その他福祉有償運送の適正な運営の確保のために必要な事項を協議するため、あま市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 法第79条の規定による自家用有償旅客運送の登録（法第79条の6第1項の規定による有効期間の更新の登録及び法第79条の7第1項の規定による変更登録を含む。）を申請する場合における福祉有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (2) 法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項
- (3) 福祉有償運送のサービス内容その他福祉有償運送に関し協議会が必要と認める事項
- (4) 協議会の運営方法に関する事項

(組織)

第3条 協議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 市民又は利用者の代表
- (2) 学識経験者
- (3) 中部運輸局愛知運輸支局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 市職員
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 協議会に、次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後の最初の会議については、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。ただし、第3条第2項第1号及び第2号に規定する者を除く委員が書面により代理者に権限を委任した場合は、当該代理者を出席委員とみなす。

3 会議の議事は、原則として全会一致をもって決するものとする。ただし、議事に係る協議が調わない場合は、会長及びあらかじめ会長が指名する委員の協議により決定するものとする。

4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その者に説明を求め、又は意見を聴くことができる。

5 会議は、原則として公開する。

(協議結果の取扱い)

第7条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮り定めるものとする。

附 則

この告示は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成29年告示第27号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和5年告示第46号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。